

中間連結財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）の中間連結財務諸表及び、当中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	平成27年度中間期末 (平成27年9月30日)	平成28年度中間期末 (平成28年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金	43,690	54,600
コールローン及び買入手形	8,000	—
商品有価証券	—	208
金銭の信託	1,045	1,087
有価証券	305,714	309,874
貸出金	673,855	674,828
外国為替	1,409	1,258
リース債権及びリース投資資産	7,070	6,458
その他の資産	9,844	9,693
有形固定資産	15,814	16,415
無形固定資産	846	745
繰延税金資産	239	15
支払承諾見返	2,069	1,762
貸倒引当金	△ 13,105	△ 12,065
資産の部合計	1,056,495	1,064,884
(負債の部)		
預渡性預金	903,983	899,655
譲渡性預金	—	3,300
借入金	68,104	73,584
外国為替	0	0
その他の負債	8,594	9,090
賞与引当金	391	383
退職給付に係る負債	3,511	3,472
役員退職慰労引当金	3	4
睡眠預金払戻損失引当金	227	232
繰延税金負債	27	297
再評価に係る繰延税金負債	1,886	1,769
負債のれん	162	145
支払承諾	2,069	1,762
負債の部合計	988,962	993,700
(純資産の部)		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,712	16,706
利益剰余金	20,002	22,500
自己株式	△ 157	△ 142
株主資本合計	56,101	58,608
その他有価証券評価差額金	5,348	6,274
土地再評価差額金	3,565	3,660
退職給付に係る調整累計額	△ 92	△ 67
その他の包括利益累計額合計	8,821	9,868
新株予約権	47	49
非支配株主持分	2,562	2,657
純資産の部合計	67,533	71,184
負債及び純資産の部合計	1,056,495	1,064,884

中間連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	平成27年度中間期 (平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで)	平成28年度中間期 (平成28年4月1日から 平成28年9月30日まで)
経常収益	12,664	12,500
資金運用収益	7,767	7,457
（うち貸出金利息）	(5,781)	(5,517)
（うち有価証券利息配当金）	(1,942)	(1,910)
役務取引等収益	1,177	1,093
その他業務収益	3,363	3,271
その他経常収益	355	676
経常費用	10,940	10,686
資金調達費用	645	543
（うち預金利息）	(588)	(506)
役務取引等費用	737	838
その他業務費用	2,873	2,672
営業経費	6,350	6,335
その他経常費用	332	295
経常利益	1,724	1,813
特別損失	50	79
固定資産処分損	48	19
減損損失	2	59
税金等調整前中間純利益	1,673	1,733
法人税、住民税及び事業税	167	291
法人税等調整額	115	99
法人税等合計	283	390
中間純利益	1,390	1,342
非支配株主に帰属する中間純利益	37	41
親会社株主に帰属する中間純利益	1,353	1,301

中間連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科 目	平成27年度中間期 (平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで)	平成28年度中間期 (平成28年4月1日から 平成28年9月30日まで)
中間純利益	1,390	1,342
その他の包括利益	△ 2,107	△ 753
その他有価証券評価差額金	△ 2,124	△ 773
退職給付に係る調整額	16	19
中間包括利益	△ 717	588
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△ 757	550
非支配株主に係る中間包括利益	40	38

中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成27年度中間期（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,713	18,929	△ 158	55,027
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 279		△ 279
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,353		1,353
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 0		2	1
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△ 0	1,073	1	1,074
当中間期末残高	19,544	16,712	20,002	△ 157	56,101

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	7,475	3,565	△ 109	10,931	39	2,524	68,523
当中間期変動額							
剰余金の配当							△ 279
親会社株主に帰属する 中間純利益							1,353
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							1
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△ 2,127	—	16	△ 2,110	8	38	△ 2,064
当中間期変動額合計	△ 2,127	—	16	△ 2,110	8	38	△ 989
当中間期末残高	5,348	3,565	△ 92	8,821	47	2,562	67,533

平成28年度中間期（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,712	21,523	△ 157	57,622
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 276		△ 276
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,301		1,301
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 5		15	9
土地再評価差額金の取崩			△ 47		△ 47
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△ 5	976	14	985
当中間期末残高	19,544	16,706	22,500	△ 142	58,608

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	7,045	3,613	△ 86	10,571	47	2,621	70,863
当中間期変動額							
剰余金の配当							△ 276
親会社株主に帰属する 中間純利益							1,301
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							9
土地再評価差額金の取崩							△ 47
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△ 770	47	19	△ 703	1	35	△ 665
当中間期変動額合計	△ 770	47	19	△ 703	1	35	320
当中間期末残高	6,274	3,660	△ 67	9,868	49	2,657	71,184

中間連結キャッシュ・フロー計算書 (単位:百万円)

科 目	平成27年度中間期 (平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで)	平成28年度中間期 (平成28年4月1日から 平成28年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,673	1,733
減価償却費	365	475
減損損失	2	59
負のれん償却額	△ 8	△ 8
株式報酬費用	10	10
貸倒引当金の増減(△)	25	△ 674
賞与引当金の増減額(△は減少)	60	△ 5
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	27	27
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 2	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 9	17
資金運用収益	△ 7,767	△ 7,457
資金調達費用	645	543
有価証券関係損益(△)	△ 450	△ 450
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	23	△ 18
為替差損益(△は益)	△ 0	0
固定資産処分損益(△は益)	48	19
商品有価証券の純増(△)減	-	△ 0
貸出金の純増(△)減	△ 1,262	5,244
預金の純増減(△)	△ 1,605	△ 1,228
譲渡性預金の純増減(△)	-	△ 1,800
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	8,653	11,872
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 4,620	△ 4,742
コールローン等の純増(△)減	△ 8,000	-
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 334	205
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 0	△ 0
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	237	217
資金運用による収入	8,124	7,698
資金調達による支出	△ 1,043	△ 307
その他の	21	2,444
小 計	△ 5,186	13,878
法人税等の支払額	△ 115	△ 67
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,301	13,811
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 39,393	△ 32,990
有価証券の売却による収入	14,798	8,408
有価証券の償還による収入	22,734	17,593
有形固定資産の取得による支出	△ 552	△ 479
有形固定資産の売却による収入	△ 5	△ 0
無形固定資産の取得による支出	△ 78	△ 11
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,496	△ 7,479
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△ 279	△ 276
非支配株主への配当金の支払額	△ 2	△ 2
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 0
自己株式の売却による収入	△ 0	0
リース債務の返済による支出	△ 0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 283	△ 279
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△ 0
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 8,080	6,051
VI 現金及び現金同等物の期首残高	46,187	42,698
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	38,106	48,749

平成28年度中間期注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社 3社
株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード
 - 非連結子会社 1社
こうざん地域協働投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法非適用の非連結子会社 1社
こうざん地域協働投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- 連結子会社の中間決算日等に関する事項
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 3社
- 会計方針に関する事項
 - 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物: 39年~50年
その他: 5年~10年
 - 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部

署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,903百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社においては、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

（貸手側）

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益は0百万円減少しております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

（会計方針の変更）

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益の増加額は軽微であります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間連結会計期間から適用しております。

（中間連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	305百万円
延滞債権額	29,760百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	2,426百万円
-----------	----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	32,493百万円
-----	-----------

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	6,748百万円
--	----------

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	84,655百万円
リース債権及びリース投資資産	1,181百万円
現金預け金	40百万円
計	85,876百万円

担保資産に対応する債務

預金	7,294百万円
借入金	69,911百万円
その他負債	3,107百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	8,596百万円
現金預け金	18百万円
その他資産	6百万円

また、その他資産には、保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

敷金保証金	150百万円
その他の保証金	939百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	175,397百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	174,481百万円
（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,367百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額 14,080百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 6,470百万円

（中間連結損益計算書関係）

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
- | | |
|----------|--------|
| 貸倒引当金戻入益 | 438百万円 |
| 株式等売却益 | 70百万円 |
| 償却債権取立益 | 34百万円 |
2. 営業経費には、次のものを含んでおります。
- | | |
|-------|----------|
| 給料・手当 | 3,380百万円 |
|-------|----------|
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
- | | |
|--------|--------|
| 株式等売却損 | 127百万円 |
| 貸出金償却 | 112百万円 |
| 株式等償却 | 2百万円 |
4. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
高知県内	営業店舗	土地	44
		建物	14

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	102,448	—	—	102,448	
第1種 優先株式	75,000	—	—	75,000	
合 計	177,448	—	—	177,448	
自己株式					
普通株式	980	2	94	889 (注)	
合 計	980	2	94	889	

(注) 自己株式における普通株式の増加株式数2千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数94千株は、ストック・オプションの行使等に対応したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会 計年度期 首	当中間連 結会計期 間増加	当中間連 結会計期 間減少		
ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—	—	—	—	49	
合計		—	—	—	—	49	

3. 配当に関する事項

- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	152百万円	1.50円
	第1種優先株式	124百万円	1.6608円

決議	株式の種類	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	平成28年3月31日	平成28年6月29日
	第1種優先株式	平成28年3月31日	平成28年6月29日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	101百万円	その他利益剰余金	1.00円
	第1種優先株式	77百万円	その他利益剰余金	1.0272円

決議	株式の種類	基準日	効力発生日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	平成28年9月30日	平成28年12月2日
	第1種優先株式	平成28年9月30日	平成28年12月2日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	54,600百万円
普通預け金	△ 549百万円
定期預け金	△ 188百万円
譲渡性預け金	△ 5,000百万円
その他預け金	△ 112百万円
現金及び現金同等物	48,749百万円

（リース取引関係）

リース取引関係について、記載すべき重要なものはありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	54,600百万円	54,600百万円	-百万円
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	208	208	-
(3) 金銭の信託	1,087	1,087	-
(4) 有価証券			
その他有価証券	308,574	308,574	-
(5) 貸出金	674,828		
貸倒引当金(※)	△ 11,783		
	663,044	667,540	4,495
資産計	1,027,515	1,032,011	4,495
(1) 預金	899,655	900,459	803
(2) 譲渡性預金	3,300	3,300	-
(3) 借入金	73,584	73,589	5
負債計	976,540	977,349	809

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

- (3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

- (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

- (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

区 分		
非上場株式（*1）（*2）		958百万円
組合出資金（*3）		342
合 計		1,300

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（*2）当中間連結会計期間における、非上場株式についての減損処理額はありません。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預金を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7,059百万円	4,374百万円	2,685百万円
	債 券	208,912	202,327	6,584
	国 債	95,787	91,857	3,929
	地 方 債	12,619	12,051	568
	社 債	100,505	98,418	2,086
	そ の 他	48,736	46,713	2,023
	外国債券	34,008	32,736	1,271
	小 計	264,708	253,415	11,293
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	5,075百万円	6,115百万円	△1,039百万円
	債 券	9,364	9,501	△ 136
	国 債	971	994	△ 22
	地 方 債	-	-	-
	社 債	8,393	8,507	△ 113
	そ の 他	34,425	35,446	△1,020
	外国債券	13,860	14,121	△ 260
	小 計	48,866	51,063	△2,196
合 計		313,574	304,478	9,096

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額1,300百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、銘柄ごとに次のとおり定めております。

① 時価が取得原価に対して50%以上下落している場合

② 時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

評価差額	9,095百万円
その他有価証券	9,095百万円
その他の金銭の信託	－百万円
(△) 繰延税金負債	2,731百万円
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	6,364百万円
(△) 非支配株主持分相当額	89百万円
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	－百万円
その他有価証券評価差額金	6,274百万円

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	通貨スワップ	－	－	－	－
	為替予約				
	売建	18,016	－	214	214
	買建	1,150	－	△ 19	△ 19
店頭	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合 計		－	－	195	195

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業経費 10百万円

2. スtock・オプションの内容

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 114,000株
付与日	平成28年8月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 平成28年8月25日 至 平成58年8月24日（注）
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	95円

(注) 新株予約権者は、株式会社高知銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額	525円80銭
-----------	---------

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	71,184百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	17,784百万円
(うち新株予約権)	49百万円
(うち非支配株主持分)	2,657百万円
(うち優先株式)	15,000百万円
(うち優先配当額)	77百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	53,399百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	101,558千株
2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益金額	12円5銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益	1,301百万円
普通株主に帰属しない金額	77百万円
うち中間優先配当額	77百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	1,224百万円
普通株式の期中平均株式数	101,547千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	5円38銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	77百万円
普通株式増加数	139,968千株
うち優先株式	139,582千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。